

## 福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期）

### 1 対象店舗

福井県内で、通常20時から5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗

#### ※対象外店舗

以下の（1）～（11）の店舗は対象外となります。

- （1）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- （2）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- （3）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店  
（ショッピングセンターやサービスエリア等のフードコートの店舗は要請対象）
- （4）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- （5）宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- （6）キッチンカー、屋台による営業  
（キッチンカーや屋台の周辺にテーブルやイス等を並べて飲食提供する場合も要請の対象外）
- （7）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合  
（一般の方向けに営業を行っている施設は対象）
- （8）結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- （9）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- （10）行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの）
- （11）「ふくい安全・安心飲食店認証制度」の認証店および申請を行っている店舗（自主的に時短を実施した場合は、協力金を支給）

### 2 交付要件

次の「ア」から「ク」までの要件を全て満たすこと。

- ア 福井県内に対象店舗を有すること。
- イ 対象店舗において、20時から5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年8月25日（水）から令和3年9月12日（火）まで（19日間）の期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供を19時までとすること。
- ウ 要請期間中、全ての日において営業時間短縮を実施すること。
- エ 対象店舗にかかる食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店または喫茶店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。
- オ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。
- カ 令和3年8月25日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年9月12日以降であること。
- キ 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。（別紙参照）
- ク 福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

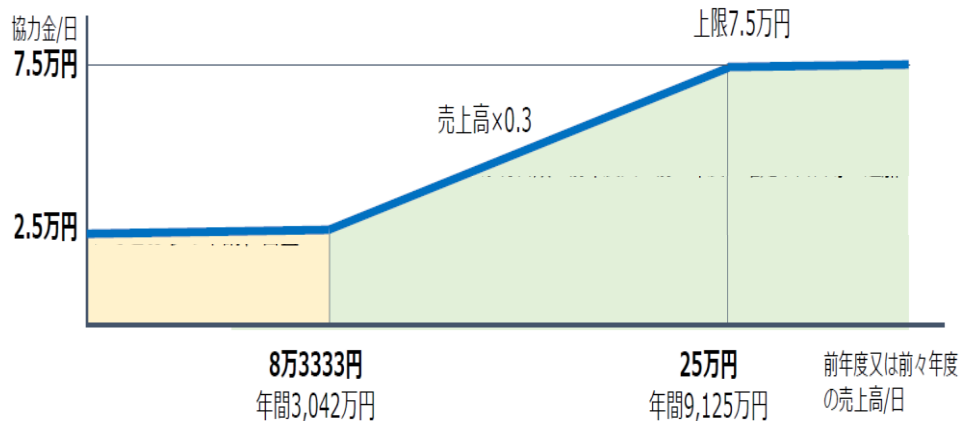
### 3 交付額

次の2つの方式に基づき1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。

なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。

A 前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり 2.5～7.5 万円

B 前年度または前々年度の1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの上限額は「20 万円」または「前年度または前々年度の1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額）



■対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。

対象店舗ごとに1日あたりの交付額を算定したうえで交付します。

■交付額の算定は飲食部門の売上高を用います。飲食部門を含む複数の事業を行っている場合は、飲食部門のみの売上げで算定します。

### 4 見回り活動

時短営業要請期間中、感染予防徹底などと呼びかけるための見回り活動を実施します。

### 5 申請受付期間

令和3年8月20日（金）～令和3年10月25日（月）（受付は郵送のみ・10/25 消印有効）

※「3 交付額」の算定でBの売上高減少額方式を使用する場合は、要請期間（第2期）が終了する9月13日（月）以降の受付となります。

### 6 お問い合わせ先

福井県時短要請コールセンター

（電話） 0776-20-0766

（受付時間） 8月中：午前9時から午後5時まで（土、日および祝日を含む）

9月以降：午前9時30分から午後4時30分まで（平日のみ）